

2018年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター
事業報告書

1. 成年後見人等の受任

専門職が担う法人後見受任団体として、岐阜圏域における成年後見人等の受け皿となっている。受任件数の推移は以下のとおりである。受任件数は、死亡による終了が重なって起こったため減少している。延べ件数では、後見 23 件、保佐 8 件、補助 4 件、任意後見・委任契約等 5 件の合計 40 件となっている。岐阜圏域の行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどから成年後見人等候補者となれるか確認があり、候補者となっただうえで受任している。市町長申立てにおいても候補者となることがあり、行政との関係を強めている。当センターは候補者とならない限り、受任することはないため、すべてのケースが申立人からの依頼を受けて候補者となり、家庭裁判所の選任を受けている。

被後見人等の自宅等への訪問回数や電話等での対応件数は、以下のとおりとなっている。本人の状態を把握することや本人との関係、本人の関係者との関係を構築し本人の意思を尊重した支援を行っていくために全ケースで月 1～2 回訪問を行っている。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めている。成年後見受任にあたり、全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入している。

【受任件数の推移】

平成 30 年 3 月末時点		➡	平成 31 年 3 月末時点	
類型	件数		類型	件数
後見	13		後見	10
保佐	5		保佐	5
補助	3		補助	3
任意後見・委任契約等	4		任意後見・委任契約等	3
合計	25		合計	21

【支援回数の概況】2017 年度

内容	後見	保佐	補助	任意後見・委任契約等
訪問 自宅・施設・役所・銀行等	918	465	124	221
電話等	428	351	109	91

【支援回数の概況】2018 年度

内容	後見	保佐	補助	任意後見・委任契約等
訪問 自宅・施設・役所・銀行等	1,035	384	157	185
電話等	549	462	150	222

2. 権利擁護に関する相談

年間を通じて新規相談が 59 件（昨年度 57 件）あった。相談は、行政機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、福祉施設、本人や家族から寄せられている。内容としては、成年後見制度に関するものや生活困窮に関するもの、虐待が疑われるものを中心であった。なかには専門職が担当している支援困難事例や後見人としてどう対応すべきか、行政から成年後見制度利用促進基本計画に対してどう取り組むべきかという相談もあった。後見等の申立については、弁護士や司法書士につなぐ役割を担った。相談を受けて必要な機関、専門職につなぐハブ的機能を果たしている。

各相談員が、支援の間に専門職からの質問に受けることがあるため、下記の件数は一部であると考えられる。また、相談内容によっては継続して関わっていくこともあるため、毎月の延べ相談件数は増えている。

平成 30 年度相談件数【新規】の推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	9件	6件	5件	6件	4件	2件	2件	3件	6件	7件	3件	6件	59件

3. 権利擁護に関する研修

毎月 1 回、第 2 金曜日に山県市保健福祉ふれあいセンターで権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行った。毎回 15 名程度の参加者（行政関係、地域包括支援センター、社会福祉協議会・福祉施設職員等専門職、ばあとなあ岐阜会員等）があり、オブザーバーとして弁護士に参加していただき事例検討や制度に関する学習会等を行った。（山県市補助事業）

山県市、大垣市、もとす広域連合、岐阜県社会福祉協議会、美濃加茂市社会福祉協議会、岐阜県立三光園等の主催する権利擁護や成年後見制度に関する研修に講師を派遣した。

4. その他

- ・平成 29 年 6 月山県市と「山県市と一般社団法人ぎふ権利擁護センターとの連携に関する協定」を結んだ。
- ・岐阜家庭裁判所主催の家事関係機関連絡協議会に出席している。
- ・山県市地域福祉計画策定・推進委員会、山県市障害者自立支援推進協議会の委員を派遣。
- ・事務所を岐阜県山県市梅原 1497 番地 5 に移転した。
- ・当センターを多くの方に知っていただくために、ホームページを開設している。

URL : gifu-advocacy.org

- ・全国権利擁護支援ネットワーク加入団体。岐阜県では 2 団体が加入している。

URL : asnet-japan.net